

許可番号第00190004832号

# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道白老郡白老町字竹浦493番1  
氏名 毛笠コンクリート株式会社 代表取締役 毛笠 史寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年10月13日  
許可の有効年月日 平成35年9月19日

## 1. 事業の範囲

埋立 (燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物若しくはダイオキシン類を含むもの。)、汚泥(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物、有機燐化合物若しくはダイオキシン類を含むもの。)、鉍さい(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))又は六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))、シアン化合物を含むもの。))、  
コンクリート固型化(汚泥(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))、シアン化合物を含むもの。)、鉍さい(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))、ばいじん(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))。))、  
再生油の製造(加温蒸発・遠心分離(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)))。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 遮断型最終処分場  
設置場所 白老郡白老町字竹浦506番4  
設置年月日 平成13年4月13日  
処理能力 10,786m<sup>3</sup>、47,136m<sup>3</sup>  
許可年月日 平成12年12月18日  
許可番号 胆環生第3013-5号

施設の種類 再生油の製造施設  
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地  
設置年月日 平成18年11月20日  
処理能力 8m<sup>3</sup>/日(8時間)、1m<sup>3</sup>/時間

施設の種類 コンクリート固型化施設  
設置場所 白老郡白老町字竹浦518番12  
設置年月日 昭和51年11月10日  
処理能力 8m<sup>3</sup>/日(8時間)、1m<sup>3</sup>/時間

施設の種類 保管場所  
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地  
面積 8m<sup>2</sup>  
種類  
・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)  
保管上限 35m<sup>3</sup>

許可番号:第00190004832号  
許可業者の名称:毛笠コンクリート株式会社

## 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

## 4. 許可の更新又は変更の状況

(平成5年9月20日 新規許可)  
平成10年9月20日 許可の更新  
平成13年10月2日 変更許可(埋立(燃え殻(セレン若しくはその化合物を含むもの又はダイオキシン類を含むもの。))、汚泥(セレン若しくはその化合物を含むもの又はダイオキシン類を含むもの。))、鉍さい(セレン又はその化合物を含むもの。))、ばいじん(セレン若しくはその化合物を含むもの又はダイオキシン類を含むもの。))の追加。)  
平成15年9月20日 許可の更新  
平成19年1月19日 変更許可(再生油の製造(加温蒸発・遠心分離(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)))の追加。)  
平成20年9月20日 許可の更新(コンクリート固型化(燃え殻(水銀又はその化合物を含むもの))の削除。)  
平成25年9月20日 更新時変更許可(埋立(ばいじん(1,4-ジオキサンを含むもの。))の追加。)  
平成30年10月13日 許可の更新

## 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

有・無

